

令和3年第3回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和3年3月19日(金) 午前8時57分～午前9時45分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (12人)

会 長	7番	木 立 康 行			
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文			
委 員	1番	長 内 康 之	2番	木 村 功	
	3番	高 橋 英 子	4番	館 野 哲 雄	
	5番	工 藤 勝 彦	6番	大 平 成 年	
	8番	工 藤 元 伸	11番	佐 藤 国 雄	
	12番	佐 山 秀 夫	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (1人) 10番 東 良 一

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (1人) 7番 木 立 康 行

8 付議案件

報 告 第 6 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報 告 第 7 号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報 告 第 8 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について

議 案 第 9 号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議 案 第 10号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

議 案 第 11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議 案 第 12号 農用地利用集積計画の決定について

議 案 第 13号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議 案 第 14号 黒石市農業委員会規程の一部を改正する訓令について

議 案 第 15号 職員の任免について

9 事務局職員

事務局長
局長補佐
農地係長
主任主事

中 田 憲 人
大 溝 恵 水
福 士 博 幸
佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 本日は、10番東良一委員より欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいります。よろしくお願いいたします。
議長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議長	ただいまから、令和3年第3回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が12人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委員	「議長一任」の声
議長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、1番長内康之委員、4番館野哲雄委員にお願いします。 書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第6号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和3年2月受理分は相続が4件、総面積51,511.12㎡、田が6筆6,511㎡、平畑が7筆5,867.12㎡、樹園地が11筆39,133㎡となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。

佐々木主任主事	報告第7号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号28番は、株梗木字中渡の田、2筆合計3,064㎡を賃貸人の都合により令和3年2月8日に合意解約したものです。 受付番号29番は、花巻字鷹待場の畑、2,082㎡を賃借人の都合により令和3年2月10日に合意解約したものです。 受付番号30番は、袋字村元の田、2筆合計2,710㎡を賃貸人の都合により令和3年2月22日に合意解約したものです。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、次に、報告第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書を受理について」を事務局から報告をお願いします。
大溝局長補佐	報告第8号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙6ページで説明します。 農地中間管理事業における農用地利用配分計画が、令和3年2月22日付けで認可公告されました。 (1) 賃借権設定では、整理番号1番1件で、田2筆2,476㎡、期間は4年3ヵ月、賃借料は10a当たり10,000円となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第9号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。

	今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が2件、所有権移転が5件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号1番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、1,936㎡を経営規模拡大のため、第三者から期間10年で使用貸借するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号3番は、上十川字留岡三番の樹園地、2,950㎡を経営規模拡大のため、第三者から期間5年、10a当たり10,000円で賃貸借するものです。 受付番号4番は、上十川字留岡一番ほかの畑、2筆合計7,871㎡を第三者から期間10年、10a当たり12,000円で新規就農するものです。 借人は新規農家ですので、後ほど聞き取りを行った委員より報告があります。 (3) 所有権移転です。 受付番号3番は、松原ほかの畑、8筆合計3,786㎡を経営規模拡大のため、第三者から売買により取得するものです。 受付番号4番は、上十川字山元の畑、1,994㎡を経営規模拡大のため、第三者から贈与により取得するものです。 受付番号5番は、上十川字山元の畑、2,586㎡を同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。 受付番号6番は、上十川字村元の田、畑、6筆合計12,110㎡を親戚から贈与により、新規就農するものです。譲受人は新規農家ですので、後ほど聞き取りを行った委員より報告があります。 受付番号7番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、3筆合計15,011㎡を経営規模拡大のため第三者から売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回申請があった農地について、去る3月5日、佐藤孝文委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 (1) の使用貸借権設定です。 受付番号1番は、経営規模拡大のため、第三者へ期間10年で使用貸借権を設定するものです。現況は、りんご畑で権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 (2) の賃借権設定です。 受付番号3番は、経営規模拡大のため、第三者へ期間5年で賃貸借するもの

	です。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号4番は、第三者へ期間10年、10a当たり12,000円で賃貸借するものです。借人は新規農家ですので、聞き取りした結果を報告します。申請地の現況は、保全管理で、権利取得後は兼業農家としてアスパラの栽培をしていきたいとのことです。 農業機械の保有状況については、トラクターは知人から借入するほか、アスパラの栽培に使用する自己所有の農業機械があるとのことです。農作業経験については、アスパラの栽培農家で1年間研修したとのことであり、農作業の経験としては少ないので、JAの組合員、アスパラの部会に加入し、研修会の参加や営農指導を受けながら営農していくとのことです。冬場はIT事業を通じた販売をしながら将来は専業農家となるため、経営規模拡大等していきたいとのことです。 以上のことから、農地の取得後において、効率的な農業経営が行われると思われれます。 (3)の所有権移転です。 受付番号3番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は保全管理で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号4番は、経営規模拡大のため第三者へ贈与するものです。現況は不耕作地で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号5番は、同一世帯の親から子へ贈与するものです。現況は不耕作地で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号6番は、親戚への贈与です。譲受人は新規農家ですので、聞き取りした結果を報告します。申請地の現況は、水稻、りんご畑で権利取得後は兼業農家として、水稻、りんごの栽培を継続していきたいとのことです。 農業機械の保有状況については、水稻、りんごの栽培に使用する農業機械は親戚より借りるとのことです。 農作業経験については、親戚が経営する水稻、りんごの作業を10年程度手伝いしているとのことです。現在は会社勤めをしながら経営規模拡大をして、将来は会社を辞めて専業農家として独立したいとのことです。JAの組合員として加入し、研修会等にも参加して営農に関わる情報を収集していきたいとのことです。 以上のことから、農地の取得後において、効率的な農業経営が行われると思われれます。 受付番号7番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 今回申請があった8件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第9号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第10号は、農地法第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可処分を当事者双方の願いにより取り消したいので承認を求めるものです。 別紙で説明いたします。 受付番号1番は、令和元年9月13日付け、指令第9号により中川字篠村ほかの畑、田、5筆合計9,856㎡を親から子へ贈与の許可を受けたものですが、いまだに所有権移転登記をしていなかったことから、この度、双方の願い出により許可の取消し願いがあったものです。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	双方の意見が合わないというのは、何があったのでしょうか。
佐々木主任主事	申請時は農業をやるということで、意欲があって贈与の申請をしましたが、最近になって意欲がなくなり、農業はやらないということになったので、許可を取り消したいとのことでした。
長内康之委員	令和元年に許可が出た後は、今まで誰が耕作していたのですか。保全管理の状態なののでしょうか。
佐々木主任主事	譲渡人である親がやっていたようです。
議 長	ほかに何か質問ございますか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第10号は原案のとおり決定いたします。

	次に議案第11号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第11号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 16ページをご覧ください。 受付番号3番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、桜木町、登記地目は田、現況地目は畑、となっております。 面積は、443㎡であり、普通住宅建築用地として取得し、利用したいとのこと。 申請地は、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号4番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、角田、登記地目は畑、現況地目は畑、となっております。 面積は、386㎡であり、資材置場用地として取得し、利用したいとのこと。 こちらの申請地も、都市計画法の用途地域に指定されており、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 受付番号5番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字扇田、登記地目は田、現況地目は田、となっております。 面積は、4,357㎡であり、倉庫建設用地として取得し、利用したいとのこと。 こちらの申請地も、農地区分は第3種農地に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った、3番高橋英子委員に報告をお願いします。
高橋英子委員	今回5条申請があった土地について、去る3月5日、佐藤孝文委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号3番は、普通住宅建築用地として取得し利用するものです。場所は、黒石東小学校から南へ約180mに位置しており、周辺は宅地となっております。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は、学校やスーパーが近くにあり、生活するのに大変便利であるため用地の選定に至ったとのこと。

		生活雑排水は公共下水道へ放流し、雨水は地下浸透及び排水路へ放流することです。 受付番号４番は、資材置場用地として取得し利用するものです。場所は、黒石中学校から北西へ約２８０ｍに位置しております。 申請の理由について聞き取りしたところ、事業拡大している中で資材置場が不足している状況であり、資材置場としては、事業所から約４０ｍ離れた場所ではありますが、事業者の代表取締役が住む住宅の隣地にあるため、管理上の都合が良いとのことから、交渉したところ合意に至ったとのことことです。 周辺は宅地ですが、南側に田があります。資材置場の整地では、接道する道路側に勾配を取り、雨水は自然浸透及び道路側溝に流れるようにするとして、田に影響が出ないようにすることです。 受付番号５番は、倉庫建設用地として取得し利用するものです。場所は、東北自動車道出入り口から約１５０ｍに位置しており、黒石インターチェンジロジスティクスクロッシング区域内になります。隣地には農地が無く、計画区域の最後の土地になります。 申請の理由について聞き取りしたところ、申請地は、東北自動車道黒石インターチェンジに近接し、国道１０２号に面していて、交通アクセスに優れた場所であるため選定したとのことことです。 発砲スチロールを保管する倉庫であり、事務所を置かないとのこと、生活排水は発生しないとのことです。 また、雨水は敷地内の水路に集水し、北側水路に放流することです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第１１号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第１２号につきましては、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 また私が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限により退席いた

	しますので、議長を佐藤孝文職務代理者にお願いします。 (木立康行会長、櫻庭太志推進委員退席)
議長 (職務代理者)	議案第12号の審議終了まで議長を務めさせていただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。 それでは、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大溝局長補佐	議案第12号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙18ページから説明します。 今回の申請は、賃借権設定が23件、所有権移転が6件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号28番は、株梗木字中渡の田、3,064㎡を10年間10a当たり4,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号29番は、牡丹平字鱈頭の樹園地、1,504㎡を10年間10a当たり5,450円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号30番は、浅瀬石字川原田の田、2,783㎡を10年間10a当たり12,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号31番は、三島字宮元の田、646㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号32番は、三島字宮元の田、3,342㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号33番は、竹鼻字北野田の田、4,388㎡を5年間10a当たり9,200円で、再設定するものです。 受付番号34番は、浅瀬石字南田の田、5,683㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号35番は、浅瀬石字松田の田ほか、4,127㎡を10年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号36番は、小屋敷西の田、6,992㎡を10年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号37番は、小屋敷南の田、7,012㎡を10年間10a当たり15,000円で、再設定するものです。 受付番号38番は、黒石字弥九郎の田、4,237㎡を10年間10a当たり14,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号39番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、5,088㎡を3年間10a当たり10,000円で、再設定するものです。 受付番号40番は、境松字村井の田、5,741㎡を10年間10a当たり17,000円で、再設定するものです。 受付番号41番は、高館字甲花岡の樹園地、1,353㎡を10年間10a

		当たり22,000円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号42番から50番に関しては、農地中間管理事業による10年間の新規設定となります。 受付番号42番は、境松字村井の田、1,972㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号43番は、境松字村井の田、1,738㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号44番は、境松字石切の田、7,260㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号45番は、境松字村井の田、1,322㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号46番は、境松字村井の田、1,787㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号47番は、境松三丁目の田ほか、12,020㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号48番は、境松字村井の田、2,038㎡を10a当たり14,000円です。 受付番号49番は、境松三丁目の田、6,162㎡を10a当たり11,000円です。 受付番号50番は、境松三丁目の田、2,225㎡を10a当たり11,000円です。 (2) 所有権移転です。 受付番号6番は、浅瀬石字桜田の田ほか、10,357㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号7番は、袋字村岡の田、2,772㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号8番は、境松字石切の田、705㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号9番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、3,809㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号10番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、3,797㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号11番は、浅瀬石字浅瀬石山の樹園地、3,469㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声

議 長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長 (職務代理者)	ご異議がありませんので、議案第12号は、原案のとおり決定いたします。それでは、審議が終了いたしましたので、木立会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。 (木立康行会長、櫻庭太志推進委員指定席に着く)
議 長	佐藤職務代理者、ありがとうございました。 次に、議案第13号「耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第13号は、農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査により把握された別紙の耕作放棄地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて審議を求めるものです。 27ページをお開きください。 令和2年7月より実施された農地利用状況調査により、営農の再開が困難であると判断された農地について、取りまとめましたものです。 農地・非農地の判断対象地集計表で説明します。 全体では36筆、面積は138,453㎡、現況山林は4筆、面積14,386㎡、現況原野は32筆、面積124,067㎡となりました。 各地区の状況です。 山形地区です。地目、畑が9筆、面積は27,992㎡です。現況は、山林が1筆、1,086㎡、原野が26,906㎡です。 浅瀬石・追子野木地区です。地目、畑が3筆、面積は6,603㎡です。現況は、原野が3筆、6,603㎡です。 六郷地区です。地目、畑が21筆、面積は99,602㎡、田が3筆、4,256㎡です。現況は、地目畑で、山林2筆、9,492㎡、原野19筆、90,110㎡、地目田が、1筆、3,808㎡、原野2筆、448㎡です。 28ページから30ページに記載してある、農地・非農地の判断対象地リストについては、説明を割愛させていただきます。 今回の審議で非農地と判断されたときは、所有者、法務局及び関係機関に非農地通知書を発送するとともに、農業委員会における農地基本台帳の筆別明細等は削除することになります。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声

議 長	質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。 次に議案第14号「黒石市農業委員会規程の一部を改正する訓令について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大溝局長補佐	議案第14号は、黒石市農業委員会規程の一部を改正する訓令についてであります。 提案理由は、行政機構の見直し等により、所要の改正をしようとするものであります。 別紙で説明いたします 32ページ、黒石市農業委員会規程新旧対照表をご覧ください。左側が現行、右側が改正案となっております。 改正案は、現在の2係から1係へ係が再編されるというのが、主な内容となっております。また、用語の取扱い等を修正しました。 主な改正点といたしまして、第1条は、見出しを「目的」から「趣旨」に改め、「この規程は、法令その他別に定めがあるもののほか、黒石市農業委員会（以下「委員会」という。）の組織、職員、所掌事務等について必要な事項を定めるものとする。」に改めます。 次に、第6条 「委員会事務局に次の係を置く。（1）農政係 （2）農地係」とあるのを、「委員会事務局に農政農地係を置く。」に改めます。 次に、第8条 「分掌事務」を「所掌事務」に改め、「各係の」及び「農政係」「農地係」を削り、（14）「委員」の次に「及び農地利用最適化推進委員」を加え、農地係の（1）から（9）の番号を（18）からの連続した番号に改め、（24）農地等の利用の最適化の推進に関すること を加えます。 次に、第10条の「公印」を、様式ではなく、別表に改めます。 大きな改正点としては、以上となります。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	農政係と農地係を一つにするということは、職員を減らすということになるのですか。
中田事務局長	今回の行政改革では、農業委員会の他にも、議会事務局も係が一つになるとか、秘書課がなくなるとか、行政の在り方のスリム化、効率化を図るということで、事務局の職員数は変わりありません。 係が一つになることによって、全ての業務を全員でやっていくということで、事務局としても仕事を進めやすくなると考えております。

議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。次に、追加の議案書を配付します。 なお、追加の議案書は、総会終了後に回収しますのでご了承ください。また、市の人事異動内示発表は23日ですので、それまで口外しないようお願いします。 (追加の議案書を配付、事務局職員は退席) それでは議案第15号「職員の任免について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
中田事務局長	議案第15号は、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、別紙のとおり職員の任免について承認を求めるものでございます。 別紙をご覧ください。 発令年月日は、令和3年4月1日付けでございます。 (内容について説明) 以上です。
議 長	休憩いたします。
議 長	休憩を取り消します。 本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和3年第3回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時45分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和3年3月19日

議長 木立康行 

議事録署名者 長内 康之 

議事録署名者 館野哲雄 